

北但行政事務組合行政財産の使用料の徴収に関する条例

〔平成23年2月22日〕
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定による行政財産の使用料（以下「使用料」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 使用料の徴収に関しては、豊岡市行政財産の使用料の徴収に関する条例（平成17年豊岡市条例第64号）の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。